

今、教科書が大変！！



× 「従軍慰安婦」、× 「いわゆる従軍慰安婦」、
× 「日本軍慰安婦制度」、
× 「慰安婦として、従軍させられた」。× 「強制連行」 × 「連行」。

「政府見解の沿い修正」「多様な見方奪わないで」(「朝日」)

「従軍」「強制」は修正
(「毎日」)

「従軍慰安婦なお記述」(「産経」)

「慰安婦めぐる記載 変化」(「読売」)

「国定教科書の復活と言わざるを得ない」
(「琉球新報」)

「政府見解」で、強要された「訂正申請」の結果

訂正申請 (文科省、9月8日承認) 、(文科省、10月11日承認)、その後も

1. 従軍慰安婦など

	原 文	9月8日	10月11日
① 山川出版 「中 学 歴 史 日本と世界」 p247	側注① 戰地に設けられた「慰安施設」には、 <u>朝鮮・中国・フィリピン</u> などから女性が集められた（いわゆる <u>従軍慰安婦</u> ）	戦地に設けられた「慰安施設」には <u>日本・朝鮮・中国・フィリピン</u> などから女性が集められた 日本を追加、「いわゆる <u>従軍慰安婦</u> 」を削除	
② 山川「歴史 総合 近代から 現代」 p149	側注⑦ 各地の戦場では、慰安所が設けられ、日本や朝鮮、台湾、占領地の女性が慰安婦として集められた。	各地の戦場では、 <u>日本軍向け</u> 「慰安施設」が設けられ、日本や朝鮮、台湾、占領地の女性が慰安婦として集められた。	
③ 実教出版 「詳述歴史総合」 p185	日本人として戦争を担った朝鮮半島・台湾出身者への保障や未払い賃金の請求、いわゆる「従軍慰安婦」など、政府は解決済みとしているが、問題が多い。	下線部を「慰安婦」に訂正	
④ 清水書院 「私たちの歴史 総合」 p110	《資料：アジア女性基金の事業について》 「アジア女性基金は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的な責任を痛感した政府の決定に基づき…」	いわゆる従軍慰安婦問題※ (追加) ※從来は、政府の談話なども含めてこのように表現されることも多かつたが、実態を反映していない用語であるとの意見もある。現在、日本政府は慰安婦という語を用いることが適切であるとしている	
⑤ 清水書院「私 たちの歴史総 合」 p111	《資料：政府間以外のおもな戦後補償》 「1992年 釜山従軍慰安婦・女子挺身隊公式謝罪請求事件」	本文「1992年 釜山従軍慰安婦・女子挺身隊公式謝罪等請求事件」と、「等」を加えて(追加)「※訴訟・事件の名称は当時の呼称や通称にもとづく。」	
⑥ 東京書籍「新 選歴史総合」 p 121	「各地に慰安所が置かれ、日本人や植民地および占領下の人々が <u>慰安婦</u> として従軍させられ、多くの女性の権利が踏みにじられた」	申請せず	申請せず その後訂正「慰安婦として戦地に送られ」
⑦ 東京書籍「詳 解歴史総合」 p 132	側注③「日本人や日本の植民地支配下、日本の占領下に置かれた多くの人々が <u>慰安婦</u> として従軍せられた」	申請せず	申請せず その後訂正（同上）

2. 強制連行など

	原 文	9月8日	10月11日
⑧ 中学校・学び 會「ともに学ぶ人 間の歴史」 p 243	一方、日本にいた朝鮮人は、…つめかけ ました。植民地支配のため生活が苦し くなり、日本に <u>渡ってきた人たちや、炭</u> <u>鉱などに強制連行されてきた人たちで</u> <u>す。</u>		「一方、日本にいた朝鮮人は、…。 植民地支配のため生活が苦しくな り、日本に <u>渡った人たちや、炭鉱な</u> <u>どに送り込まれて働かされた人た</u> <u>ちです。</u> 「強制連行」削除など
⑨ 実教出版「歴 史総合」	朝鮮（1943年）・台湾（1944年）に	朝鮮（1943年）…[徴兵制が施行	
⑩ 「詳述 歴史総 合」もほぼ同じ	徴兵制が施行された。また労働力不足 を補うため、約80万人の朝鮮人を軍需 工場や炭鉱などに <u>強制的に連行して労</u> <u>働に従事させた。中国人も同様に強制</u> <u>連行された。</u>	された。また労働力不足を補うた め、 <u>徴用令などによって約80万</u> 人の朝鮮人を軍需工場や炭鉱など に <u>動員してはたらかせた。中国人</u> <u>も強制連行された。</u>	
⑪ 清水書院「私 たちの歴史総合」 p 111	《資料：政府間以外のおもな戦後賠償》 2003年対不二越強制連行労働者に対 する未払賃金等請求二次訴訟	《資料の表に注釈を追加》 ※訴訟・事件の名称は当時の呼称 や通称にもとづく。	
⑫ 東京書籍「新 選 歴史総合」 p 127	右上図み また、約70万人が日本本土 に連行され、労働力とされたほか、戦争 末期には徴兵制も実施された。	「連行」→	強制的な動員をふくめて約70万 人が日本本土に連れてこられ、労 働力とされたほか、…された。
⑬ 東京書籍「詳 解 歴史総合」 p 141	また、約70万人力朝鮮総督府の行政機 関や警察の圧迫などによって日本本土 に強制連行され、過酷な環境での労働 を強制された。	「強制連行」→	また、朝鮮総督府の行政機關や 警察の圧迫などによって強制的に 動員され、過酷な環境での労働を 強制された人を含む約70万人が、 日本本土に連れてこられた。
⑭ 第一学習社 「高等学校 歴 史総合」 p 152	また、朝鮮から多くの人々が日本の炭 鉱・鉱山や軍需工場に強制連行された り、多くの女性が慰安婦として戦場に 送られたりした。		(本文はそのまで) 強制連行① 側注① 2021年4月、日本政府 は、戦時中に朝鮮半島から労働者 がきた経緯はさまざまであり「強 制連行」とするのは不適切とする 閣議決定をしたが、実質的に強制 連行にあたる事例も多かつたとす る研究もある。

政府・権力により教育と学問がゆがめられている事態は放置できない

政府は2020年に、学術会議会員6人の任命を問答無用で拒否し、昨年は、歴史用語の削除などの教科書記述への直接介入を行い、今年春の検定でも「政府見解」による用語と関連する記述の変更が求められました。これは、政府の検閲による検定制度の形骸化に他なりませんし、教科書制度における重大事態であり、教育・学問、出版の自由にとどまらず、国民全体の言論表現の自由、思想信条の自由を搖るがす違憲・違法の暴挙です。

特に学問の自由は、明治憲法にはなかったもので、家永教科書裁判の杉本判決では「学問の研究は常に新しいものを生み出そうとするいとなみであって、歴史の発展に寄与するところが大きかった反面、それだけにときの為政者による迫害を強く受けたことにかんがみ、とくにこれを制度的に保障したものであると考えられる」と述べています。まさに学術会議会員任命拒否は、政府の政策に批判的な姿勢を示してきたことを理由とする可能性が高いものです。

教科書は、子どもの学習権を保障するもので、学問研究の成果に基づき、子どもの発達にそって作成される教材であり、その内容に国家が介入することは教育基本法、旭川学テ判決などが厳しく戒めているところです。政府に用語やその叙述の適否を判断する権限はありません。

今春の検定を受けて、「琉球新報」社説は「(沖縄戦の)『強制集団死』の時は密室の中だったが、現在は閣議決定という形で公然と、教科書の『歴史修正』ができてしまう。戦前の国定教科書の復活と言わざるを得ない。これ以上、政治によって教育と学問がゆがめられてはならない。」と述べています。

今、戦争する国への足音が高くなっている中で、憲法の保障する教育・学問・研究の自由など国民の基本的人権の保障を守ることがきるか否か、大きな岐路に立っています。憲法改悪や学術会議会員任命拒否の暴挙を許さず、教科書への政治権力の介入を止めさせるための運動を、広範な皆さんと手をつなぎ進めていく決意です。

2022年5月3日

子どもと教科書全国ネット21

代表委員・事務局長 鈴木 敏夫

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-8-9 第二望月ビル 2F

T E L : 03-3265-7606 F A X : 03-3239-8590